

全員協議会会議録

- 1 日 時 平成28年12月13日(火)
9時29分開会 9時47分閉会
- 2 場 所 役場3階第2委員会室
- 3 出席議員 鈴木孝寿・桜井崇裕・北村光明・高橋政悦・佐藤幸一・木村好孝
原 紀夫・口田邦男・中島里司・奥秋康子・安田 薫・西山輝和
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項について
町長：高薄 渡、副町長：金田正樹、総務課長：小笠原清隆
建設課長：菅野靖洋
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
・車両事故の対応について

(2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

加来議長：皆さんおはようございます。急遽、全員協議会を開催することになり、出席いただきありがとうございます。さっそく議件に入る。

議件1 町長からの申し出事項について

・車両事故の対応について

加来議長：町長からの申し出事項については、「車両事故の対応について」ということで、今日の本会議で報告される行政報告の説明について副町長からお願いします。

金田副町長：町道清水基線道路の車両転落事故について、既に新聞報道もあり、この後、本会議で行政報告をさせていただくが、本会議での行政報告だけでは十分な情報提供ができない場合も考えられるので、この機会を設けていただいた。事故の概要であるが、12月2日午後4時55分頃、現在陥没により通行止めになっている町道基線道路において、現在復旧工事を行っている新錦橋の清水側の手前で車両ごと転落する事故が発生した。車両に乗車の男性会社員にはすぐに医療機関で受診いただいたが、首の痛みを訴えている状況。通行止めの箇所については、午後3時に異常がないことを確認しているが、男性会社員は転落した時点ではバリケードはなかったと言っている。何らかの原因で動かされた可能性もあることから、警察において現場検証を行って、調査をしているところ。公共施設の管理瑕疵による損害が生じたときは、町が加入している総合賠償保険によって対応をしてきているが、今回は町に瑕疵が見当たらないという判断から保険の対象にならないとの回答があった。また、男性会社員と意見が食い違う点もあることから、慎重に進めていく必要があり、協議が長引く可能性も考えられるので、以前から多くの案件でお世話になっている弁護士に、今後一切の交渉事項を委任することとした。警察の捜査状況については、まだ報告をいただいているが、現状ではこの程度となるのでご理解願いたい。

加来議長：副町長から今日報告される行政報告についての説明があった。質疑等があれば受けたい。

原議員：セイフティーコーンとバーが何らかの理由により移動されたことが事故発生の原因となっている。この原因を取り調べるのは警察の仕事だろうと思うが、町として捜査状況を把握しているのか教えていただきたい。

菅野建設課長：町としては把握していない。警察のほうには確認しているが、今のところ捜査中ということで回答がない状況。

原議員：警察が捜査した結果、とんでもない方向に行ってしまう可能性もあるという気がしたのでお尋ねをした。町としては情報を持ちえていないということではよいか。

菅野建設課長：現時点では情報を持っていない。

北村議員：通行止めの表示をしている箇所は3箇所あると思うが、その辺の調査は、単に弁護士に任せるということだけでいいのかという感じがする。率直に言って、もう既に和解などの何かの協議に入っているような印象を受けるがどうか。

加来議長：事故後の現場確認の状況について説明をお願いします。

菅野建設課長：北村議員が言うように600メートル前に、この先、橋の崩落により通行止めになっている旨の表示がある。それとバリケード横にも通行止めの表示があり、その奥の橋の手前にも置いている。事故当日にはその奥の方が置いていない状況であった。

北村議員：ずっと置いていなかったということか。

菅野建設課長：マルマス十勝清水工場のほうには通行止めのバリケードは置いてあった。

北村議員：バリケード以降はないということか。

菅野建設課長：はい。

北村議員：橋の復旧工事は止まっているという状況で理解してよいか。

菅野建設課長：落ちた車両が撤去されていない状況で工事はストップしている状態であるが、相手の方には車を撤去してほしい旨を文書で通知している。

北村議員：全国ではそういうケースがまあまああることを聞いている。国道と道道については、そういった箇所には警備員を配置している。警備員を配置しないとそういう事故が起きるリスクがあるという認識があったのかどうか。

菅野建設課長：本町の町道の対応としては全線バリケードで通行止めにしていて、掲示も含めて十分行っているという認識である。

北村議員：単に弁護士に全権を委任する形だけでいいようには思えない。例えば車を撤去していただくようにという通知をして、それが放置された場合にどうするのかについて次の手段を考えておかなければならないと思う。場合によっては法的措置をとるといえるか、強制執行するような方策も自治体としては考えなければならぬのではないか。そのへんはいかがか。

金田副町長：事前に弁護士と相談したときに、「直接は相談しないでください。任せてください」という話があった。過去にいろいろなケースがありその辺を含んでの助言だと思う。

原議員：そういう事案が発生した場合、道や振興局に相談するようなことはないのか。

小笠原総務課長：通常であると、総合賠償保険に入っているのだから、そちらの方の対応になる。総合賠償保険の受入会社である損害保険会社に確認したところ、これについては町の瑕疵はないとのこと。また、道の顧問弁護士にも相談したが、町の瑕疵はないとの報告を受けている。今後の対応については、弁護士に任せられた方がよいというアドバイスを受けた中で、身近な弁護士に依頼した。振興局にはそういった相談窓口はないので担当の損害保険会社と道の顧問弁護士に相談させていただいた。

原議員：相手方とのやり取りについては、町に今後相談はあるのか。

小笠原総務課長：この件については、すべて弁護士が相談窓口になっている。当然、弁護士は町と相談をしながら、相手方と対応していく形になっている。

北村議員：新錦橋の他にも災害で損害を受けている橋があるが、そこの辺は大丈夫か。

菅野建設課長：今までも安全対応を行っているが、再度、安全確認を行っている。パトロールについては今まで以上に行っている。工事を依頼している箇所もあるので、工事業者に対しても再度安全管理の徹底のお話をしている。

加来議長：他に質問はあるか。
(なしの声あり)

加来議長：これで質疑を終了する。

議件 2 その他

加来議長：その他として、事務局から連絡があるので説明をお願いします。

佐藤局長：本日の本会議後の予定であるが、議員会の役員会を開催したい。その後、総務文教常任委員会を開催し、道議長会から要請のあった意見書の協議をお願いしたい。

加来議長：これで全員協議会を終了する。